

令和5年度 熊野花火愛好会総会次第

日時 令和5年5月24日(水)
午後6時から

場所 熊野市労働福祉会館

1 開会

2 世話人代表あいさつ

3 来賓あいさつ

4 今年の花火の概要

○花火大会の日程について

8月17日(木) ※荒天高波延期

予備日…18日(金)、22日(火)、23日(水)、29日(火)

5 議事

(1) 令和4年度 熊野花火愛好会事業報告及び決算報告について (P1~P2)

(2) 令和4年度 熊野花火愛好会監査報告について (P3)

(3) 令和5年度 熊野花火愛好会事業計画(案)及び歳入歳出予算(案)について (P4~P5)

(4) その他

6 その他

<資料>

- ・熊野花火愛好会事業の経過 (P6~7)
- ・熊野花火愛好会役員名簿 (P8)

令和4年度 熊野花火愛好会事業報告

1. 経過

- 6月 6日 会員に対する総会中止案内
9月 7日 第1回役員会
9月30日 熊野市観光協会主催「伝統花火存続のための打上花火」への寄付贈呈(50万円)
11月18日 「伝統花火存続のための打上花火」

2. 会員数

平成6年度	262
平成7年度	255
平成8年度	285
平成9年度	276
平成10年度	284
平成11年度	304
平成12年度	302
平成13年度	326
平成14年度	328
平成15年度	340
平成16年度	353

平成17年度	334
平成18年度	350
平成19年度	340
平成20年度	346
平成21年度	347
平成22年度	365
平成23年度	382
平成24年度	423
平成25年度	459
平成26年度	477
平成27年度	484

平成28年度	522
平成29年度	495
平成30年度	505
令和元年度	531
令和2年度	537
令和3年度	530
令和4年度	518

令和4年度 熊野花火愛好会歳入歳出決算報告

(歳入)

(単位：円)

科目	予算額	収入済額	比較	摘要
会費	0	0	0	
預金利息	14	14	0	
前年度繰越金	1,910,961	1,910,961	0	
計	1,910,975	1,910,975	0	

(歳出)

(単位：円)

科目	予算額	支出済額	比較	摘要
事業費	500,000	500,000	0	寄付金
需用費	100,000	0	△ 100,000	役員会総会雑費
役務費	200,000	116,826	△ 83,174	通信費他
委託料	0	0	0	
予備費	1,110,975	0	△ 1,110,975	
計	1,910,975	616,826	△ 1,294,149	

収入済額

支出済額

差引額

1,910,975円 - 616,826円 = 1,294,149円

1,294,149円は翌年度へ繰越

監査報告

令和4年度 熊野花火愛好会収支決算について

令和5年4月27日、諸帳簿及び関係書類一切について監査した結果決算書のとおり相違なく適正に処理されていることを認めたので報告します。

令和5年4月27日

監事

中田裕三 

監事

西益史 

令和5年度 熊野花火愛好会事業計画（案）

1. 事業計画

4月24日	役員会
5月24日	総会
8月初旬	花火の案内送付
8月17日	熊野大花火大会
8月下旬	礼状送付
8月下旬～9月上旬	反省会

2. 熊野大花火大会におけるプログラムについて

- (1) 花火の名称・テーマ
『よみがえり熊野』

令和5年度 熊野花火愛好会歳入歳出予算 (案)

(歳入)

(単位：円)

科目	本年度予算額	前年度予算額	比較	摘要
会費	5,000,000	0	5,000,000	
預金利息	51	14	37	
前年度繰越金	1,294,149	1,910,961	△ 616,812	
計	6,294,200	1,910,975	4,383,225	

(歳出)

(単位：円)

科目	本年度予算額	前年度予算額	比較	摘要
事業費	5,000,000	500,000	4,500,000	花火費
需用費	200,000	100,000	100,000	役員会・総会雑費
役務費	200,000	200,000	0	通信費他
予備費	894,200	1,110,975	△ 216,775	
計	6,294,200	1,910,975	4,383,225	

但し、世話人代表において科目を流用できるものとする。

熊野花火愛好会事業の経過

	年 月 日	業 者 名	金 額	名 称
1	昭和 50.8.20●	小幡煙火店	50	特別観賞花火南国の夢 (8号 10発)
2	昭和 51.8.17○		71	特別観賞花火 光と花のコーラス(8号 15発)
3	昭和 52.8.22●		80	特別観賞花火 花のささやき
4	昭和 53.8.17○		100	特 別 観 賞 花 火 花園に蝶と蜂の舞い
5	昭和 54.8.17○	田畑煙火店	100	特別観賞花火 富士高原 晴夜の 夜景
6	昭和 55.8.17○		100	観光熊野市の象徴 太平洋に映える百花園
7	昭和 56.8.17○	アルプス 煙火工業	100	観光熊野市の象徴 真夏の夜の幻想
8	昭和 57.8.17○		100	けんらん
9	昭和 58.8.20●		120	競艶
10	昭和 59.8.17○		120	競艶
11	昭和 60.8.17○		110	競艶
12	昭和 61.8.30●		120	競艶 熊野の四季
13	昭和 62.8.17○		120	競艶 黒潮の海に来たれ
14	昭和 63.8.18●		120	競艶 情熱の熊野
15	平成元.8.17○		130	競艶 太洋と緑のまち熊野灘
16	平成 2.8.18●		150	競艶 熊野灘の花園
17	平成 3.8.17○		200	競艶 熊野の華
18	平成 4.8.24●		200	七里御浜の乱舞
19	平成 5.8.17○		200	熊野灘の雄叫び
20	平成 6.8.17○		290	熊野灘の花園
21	平成 7.8.17○		300	熊野灘の花園
22	平成 8.8.17○		300	熊野灘の花園
23	平成 9.8.25●		330	熊野灘の花園
24	平成 10.8.17○		300	熊野灘の花園
25	平成 11.8.17○		300	熊野の鼓動
26	平成 12.8.17○	300	熊野の鼓動	
27	平成 13.8.28●	330	熊野の鼓動	
28	平成 14.8.23●	330	熊野の鼓動	
29	平成 15.8.17○	330	熊野古道	

30	平成 16.8.17○		350	熊野古道
31	平成 17.8.17○	静玉屋	350	熊野古道
32	平成 18.8.22●	静玉屋 紀州煙火 伊藤煙火	370	熊野古道
33	平成 19.8.17○	静玉屋 和田煙火店	350	熊野の四季
34	平成 20.8.17○	紀州煙火 静玉屋 伊藤煙火	350	熊野の四季
35	平成 21.8.17○		350	熊野の四季
36	平成 22.8.17○		330	熊野の四季
37	平成 23.8.17○		300	熊野の四季
38	平成 24.8.17○	紀州煙火 伊藤煙火	350	熊野の四季
39	平成 25.8.17○	紀州煙火 和田煙火 伊藤煙火	370	熊野の四季
40	平成 26.8.17○		500	熊野の四季
41	平成 27.8.18●		400	熊野の四季
42	平成 28.8.17○	紀州煙火	400	熊野の花園
43	平成 29.8.17○	伊藤煙火	400	熊野の花園
44	平成 30.8.17○	紀州煙火 伊藤煙火 堀内煙火	400	熊野の花園
45	令和元.8.26●	紀州煙火 伊藤煙火 堀内煙火	450	クマノザクラ
46	令和 2 年度			熊野大花火大会中止
47	令和 3 年度			熊野大花火大会中止
48	令和 4 年度			熊野大花火大会中止
49	令和 5 年度			よみがえり熊野

○は当日実施 ●は延期

(金額は万円)

令和5年度 熊野花火愛好会役員名簿

役職名	氏名	備考
世話人代表	下和田 貞明	
世話人	西塚 紀生	
	前田 衣代	
	後呂 丈太郎	
	樋口 雄史	
	和田 利信	
	東 れい子	
	辻村 吉保	三十三銀行熊野支店 支店長
	山本 方秀	熊野市観光公社
	大井 伸剛	観光スポーツ交流課長
監事	中田 裕三	熊野市監査委員
	西 益史	熊野市会計管理者

熊 野 花 火 愛 好 会 会 則

(目 的)

第1条 本会は伝統の熊野花火を愛し、守り育てる情熱のある人々によって熊野花火の充実と発展をはかることを目的とする。

(名称及び事務局)

第2条 本会は「熊野花火愛好会」と称し、事務局を熊野市観光スポーツ交流課内に置く。

(活 動)

第3条 本会はその目的を達成するため、次の活動を推進する。

- (1) 恒例の花火大会に協賛し、伝統花火を守り、優秀花火の導入を行うこと。
- (2) 熊野花火の充実と向上をはかるため、研究会や視察を行うこと。

(会 員)

第4条 本会の会員は、会の趣旨に賛同する者で組織する。

- 2 加入の方法は、加入申込書に必要事項を記入のうえ会費を添えて申込むものとする。

(役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|------------------------|-----|
| (1) 世話人代表 (以下「代表」という。) | 1名 |
| (2) 世話人 | 若干名 |
| (3) 監事 | 2名 |

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 代表は本会を総理し、会議の議長となる。
- (2) 世話人は代表を補佐し、代表事故あるときは、代表の指名により、世話人のうち1名が、その職務を代行するものとする。
- (3) 監事は、会の経理を監査する。

(役員選出の方法)

第7条 本会の役員選出は、次のとおりとする。

- (1) 代表は世話人の互選により選出する。
- (2) 世話人及び監事は、総会において選出する。
- (3) 世話人のうち1名は、熊野市観光スポーツ交流課長を充てる。

(役員任期)

第8条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第9条 本会は、次の会議を開く。

- (1) 総会 総会は、年1回開催し、予算、決算、その他重要な事項について審議し、出席者の過半数によって議事を決定する。ただし、必要に応じ臨時総会を開くことができる。
- (2) 役員会 役員会は、代表が必要と認めたときに開催する。

(会計)

第10条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

- 2 会費は、1口、年1万円とする。
- 3 会費の納入については、本会の発行する納付書により納めるものとする。
- 4 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会則の改正)

第11条 この会則は、総会において出席者の3分の2以上の賛成があれば改正できる。

附 則

この会則は、昭和50年9月20日から施行する。

附 則

この会則は、平成6年7月6日から施行する。

附 則

この会則は、平成12年7月17日から施行する。

附 則

この会則は、平成18年7月3日から施行する。